

新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

横浜市建築基準条例	
旧	新
目次 第1章 総則（第1条—第4条の3） 第1章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する区域等の指定（第4条の4） 第1章の3 住宅地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定（第4条の5） 第2章 特殊建築物等 第1節 通則（第5条—第9条） 第2節 学校（第10条—第13条） 第3節 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍及び児童福祉施設等（第14条—第23条） 第3節の2 長屋（第23条の2—第23条の4） 第4節 百貨店等（第24条—第28条） 第5節 興行場、公会堂及び集会場（第29条—第43条） 第5節の2 遊技場（第43条の2—第43条の4） 第6節 公衆浴場（第44条—第46条） 第7節 自動車車庫及び自動車修理工場（第47条—第51条） 第8節 ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場（第52条） 第9節 倉庫（第53条） 第2章の2 昇降機（第53条の2—第53条の5） 第3章 雑則（第53条の6—第57条） 第4章 罰則（第58条） 付則	目次 第1章 総則（第1条—第4条の3） 第1章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する区域等の指定（第4条の4） 第1章の3 住宅等の地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定（第4条の5） 第2章 特殊建築物等 第1節 通則（第5条—第9条） 第2節 学校（第10条—第13条） 第3節 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍及び児童福祉施設等（第14条—第23条） 第3節の2 長屋（第23条の2—第23条の4） 第4節 百貨店等（第24条—第28条） 第5節 興行場、公会堂及び集会場（第29条—第43条） 第5節の2 遊技場（第43条の2—第43条の4） 第6節 公衆浴場（第44条—第46条） 第7節 自動車車庫及び自動車修理工場（第47条—第51条） 第8節 ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場（第52条） 第9節 倉庫（第53条） 第2章の2 昇降機（第53条の2—第53条の5） 第3章 雑則（第53の6—第57条） 第4章 罰則（第58条） 付則
（階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係） 第4条の2 略 2 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。次章において同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に1箇所です6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設け	（階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係） 第4条の2 略 2 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に1箇所です6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口（建築物の主要な出入口に

たものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第1号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第2号又は第3号にあってはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設けたときは、この限りでない。 3 略	通じるものをいう。以下この条、第5条第1項、第24条第1項及び第2項、第29条第1項及び第2項、第47条の2第5号（幼稚園、小学校、特別支援学校又は児童福祉施設等（令115条の3第1号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。）、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項において同じ。）を設けたものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第1号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第2号又は第3号にあってはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設けたときは、この限りでない。 3 略
第1章の3 <u>住宅地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定</u> 第4条の5 法第52条第5項の規定により条例で定める区域は、<u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。</u> 2・3 略 4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 (1) 建築物を共同住宅又は長屋以外の用途に供する場合 (2) 略	第1章の3 <u>住宅等の地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定</u> 第4条の5 法第52条第5項の規定により条例で定める区域は、<u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域とする。</u> 2・3 略 4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 (1) 建築物を共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの以外の用途に供する場合 (2) 略
(敷地と道路との関係) 第5条 <u>学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。第7条及び第8条を除き、以下同じ。）、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等（以下この条及び次条第1項において「学校等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この節において同じ。）が100平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、1箇所で次の表に掲げる長さで道路（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物の敷地にあっては、法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5</u>	(敷地と道路との関係) 第5条 <u>学校（<u>幼保連携型認定こども園を除く。第9条において同じ。</u>）、体育館、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。第7条及び第8条を除き、以下同じ。）、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等（以下この条及び次条第1項において「学校等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この節において同じ。）が100平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、1箇所で次の表に掲げる長さで道路（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物の敷地に</u>

号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。)に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。 表 (略) 2～5 (略)	若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。)に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。 表 (略) 2～5 (略)
(火気を使用する場所の内装) 第9条 学校、体育館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、百貨店、マーケット、連続店舗、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、料亭、飲食店、共同住宅、長屋、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)の炊事場、火たき場その他これらに類するものを階段の直下に設ける場合においては、その室の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。	(火気を使用する場所の内装) 第9条 学校、体育館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、百貨店、マーケット、連続店舗、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、料亭、飲食店、共同住宅、長屋、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)の炊事場、火たき場その他これらに類するものを階段の直下に設ける場合においては、その室の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。
(用途の制限) 第14条 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等(以下この条及び第16条第1項において「病院等」という。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、病院等の用途に供する部分の下階を次のいずれかに掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、病院等の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を令第115条の2の2第1項第1号の規定に適合する準耐火構造としたものについては、この限りでない。 (1)・(2) 略	(用途の制限) 第14条 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等(以下この条及び第16条第1項において「病院等」という。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、病院等の用途に供する部分の下階を次のいずれかに掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、病院等の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としたものについては、この限りでない。 (1)・(2) 略
(耐火建築物等) 第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。)にあっては、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(令第115条の2の2第1項の規定に適合するものに限る。)とす	(耐火建築物等) 第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。 (1) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面

ることができる。	積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。)で、<u>法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。)</u>とした場合 (2) <u>法第27条第1項の規定に適合する建築物(主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)</u>とした場合
2 略	2 略
(外壁等の防火措置) 第17条 診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。	(外壁等の防火措置) 第17条 診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、<u>準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物</u>を除く。)で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
2 略	2 略
(簡易宿所のたな状居室) 第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物としなければならない。 (1)・(2) 略	(簡易宿所のたな状居室) 第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は<u>法第27条第1項の規定に適合する建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u>としなければならない。 (1)・(2) 略
2 略	2 略
(用途の制限) 第23条の2 長屋(下階との兼用長屋を除く。以下この条において同じ。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その用途に供する部分の下階を第14条各号に掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、長屋の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を<u>令第115条の2の2第1項第1号の規定に適合する準耐火構造</u>としたものについては、この限りでない。	(用途の制限) 第23条の2 長屋(下階との兼用長屋を除く。以下この条において同じ。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その用途に供する部分の下階を第14条各号に掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、長屋の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を<u>1時間準耐火基準に適合する準耐火構造</u>としたものについては、この限りでない。
(形態等) 第23条の3 長屋の各住戸の主要な出入口は、道路(その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの)にあっては、<u>法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至</u>	(形態等) 第23条の3 長屋の各住戸の主要な出入口は、道路(その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの)にあっては、<u>法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至</u>

る道路に限る。以下この条において同じ。)に面しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 面しない住戸の数が 10 以下であり、かつ、当該住戸の床面積の合計が 1,000 平方メートル以下である耐火建築物又は法第 2 条第 9 号の 3 イに該当する準耐火建築物(令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の規定に適合するものに限る。)の長屋で、その敷地内に当該住戸の主要な出入口から道路に通ずる幅員 4.5 メートル以上の通路及び当該通路と重複しない各住戸の避難上有効な開口部から道路等に通ずる幅員 1.5 メートル以上の通路が設けられているもの	る道路に限る。以下この条において同じ。)に面しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 面しない住戸の数が 10 以下であり、かつ、当該住戸の床面積の合計が 1,000 平方メートル以下である耐火建築物又は法第 2 条第 9 号の 3 イに該当する準耐火建築物(1 時間準耐火基準に適合するものに限る。)の長屋で、その敷地内に当該住戸の主要な出入口から道路に通ずる幅員 4.5 メートル以上の通路及び当該通路と重複しない各住戸の避難上有効な開口部から道路等に通ずる幅員 1.5 メートル以上の通路が設けられているもの
(構造等) 第 23 条の 4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 2 階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超える場合又は 3 階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、地階を除く階数が 3 以下のものにあっては、法第 2 条第 9 号の 3 イに該当する準耐火建築物(令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の規定に適合するものに限る。)とすることができる。 (2)～(4) 略 2～4 略	(構造等) 第 23 条の 4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 2 階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超える場合又は 3 階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、地階を除く階数が 3 以下のものにあっては、法第 2 条第 9 号の 3 イに該当する準耐火建築物(1 時間準耐火基準に適合するものに限る。)とすることができる。 (2)～(4) 略 2～4 略
(屋外への出口等) 第 28 条 マーケット又は連続店舗の用途に供する木造建築物等(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)に住宅(下階との兼用住宅を除く。)の用途に供する部分がある場合においては、その住宅の用途に供する部分に屋外への出口(屋外階段を含む。次項において同じ。)を設けなければならない。 2～4 略	(屋外への出口等) 第 28 条 マーケット又は連続店舗の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物を除く。)に住宅(下階との兼用住宅を除く。)の用途に供する部分がある場合においては、その住宅の用途に供する部分に屋外への出口(屋外階段を含む。次項において同じ。)を設けなければならない。 2～4 略
(客席等を避難階以外の階に設けるとき構造) 第 33 条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるものは、主要構造部を令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の規定に適合する準耐火構造としなければならない。 2 略	(客席等を避難階以外の階に設けるとき構造) 第 33 条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるものは、主要構造部を 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。 2 略
(敷地と道路との関係)	(敷地と道路との関係)

第 47 条 略 2 略	第 47 条 略 2 略 3 <u>第 1 項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に 1 箇所 で同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第 2 号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。</u>
(敷地の自動車用の出口等) 第 48 条 略 2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の 15 台以上の自動車の駐車のに供する部分に特殊な装置を設ける場合にあっては、当該装置の出入口は、次のいずれかに掲げる空地又は車路（以下この項において「空地等」という。）に面して設けなければならない。 (1) 略 (2) 直径 6 メートル以上（長さが 5 メートル以下の自動車のための特殊な装置を設ける場合は、5.5 メートル以上）の円が内接することができる空地等で、当該空地等内に当該装置に収容する自動車を安全に回転させることができる<u>ターンテーブル</u>を設けたもの 3 前項に規定する建築物の 15 台以上の自動車の駐車のに供する部分に設ける特殊な装置又は当該装置に収容する自動車を回転させるために設ける<u>ターンテーブル</u>は、<u>駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認定したもの</u>によらなければならない。	(敷地の自動車用の出口等) 第 48 条 略 2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の 15 台以上の自動車の駐車のに供する部分に特殊な装置を設ける場合にあっては、当該装置の出入口は、次のいずれかに掲げる空地又は車路（以下この項において「空地等」という。）に面して設けなければならない。 (1) 略 (2) 直径 6 メートル以上（長さが 5 メートル以下の自動車のための特殊な装置を設ける場合は、5.5 メートル以上）の円が内接することができる空地等で、当該空地等内に当該装置に収容する自動車を安全に回転させることができる<u>装置</u>を設けたもの 3 前項に規定する建築物の 15 台以上の自動車の駐車のに供する部分に設ける特殊な装置は、<u>駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認定したもの</u>によらなければならない。
(耐火構造) 第 49 条 略 2 前項の規定は、次のいずれかに掲げる建築物については、適用しない。 (1) 下宿、共同住宅、寄宿舍又は長屋の用途に供する建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を<u>令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の規定に適合する準耐火構造</u>としたもの (2) 略	(耐火構造) 第 49 条 略 2 前項の規定は、次のいずれかに掲げる建築物については、適用しない。 (1) 下宿、共同住宅、寄宿舍又は長屋の用途に供する建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を<u>1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造</u>としたもの (2) 略
(敷地と道路との関係) 第 52 条 略 2 スポーツの練習場の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの 10 分の 1 以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。 表 略	(敷地と道路との関係) 第 52 条 略 2 スポーツの練習場の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に<u>1 箇所</u>で敷地の外周の長さの 10 分の 1 以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。 表 略

3・4 略	3・4 略
(新設)	(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例) <u>第 53 条の 9 第 1 章から第 2 章の 2 までの規定は、法第 38 条 (法第 67 条の 2 及び法第 67 条の 4 において準用する場合を含む。) の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、市長がその構造方法又は建築材料が第 1 章から第 2 章の 2 までの規定に適合するものと同等以上の効力があると認めて許可した場合においては、適用しない。</u>
(既存建築物に対する制限の緩和) 第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により、第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が 50 平方メートル以内の増築等については、これらの規定は、適用しない。 2 法第 3 条第 2 項の規定により第 13 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 30 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条又は第 43 条の 2 から第 43 条の 4 までの規定の適用を受けない建築物であって、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分 (以下この項において「独立部分」という。) が 2 以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外においては、これらの規定は、適用しない。 3 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条の 2 から第 8 条まで、第 20 条の 2、第 21 条、第 23 条の 4 第 3 項、第 37 条、第 38 条又は第 53 条の 2 から第 53 条の 5 までの規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。 4 法第 3 条第 2 項の規定により、第 4 条の規定の適用を受けない建築物に係る増築等については、増築等が基準時 (同項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。) における敷地内におけるものであり、かつ、増築等の後	(既存建築物に対する制限の緩和) 第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により、第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が 50 平方メートル以内の増築等については、<u>法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず</u>、これらの規定は、適用しない。 2 法第 3 条第 2 項の規定により第 13 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 30 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条又は第 43 条の 2 から第 43 条の 4 までの規定の適用を受けない建築物であって、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分 (以下この項において「独立部分」という。) が 2 以上あるものについて増築等をする場合においては、<u>法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず</u>、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。 3 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条の 2、第 7 条、第 20 条の 2、第 21 条、第 23 条の 4 第 3 項、第 37 条、第 38 条又は第 53 条の 2 から第 53 条の 5 までの規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、<u>法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず</u>、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。 4 法第 3 条第 2 項の規定により、第 4 条の規定の適用を受けない建築物に係る増築等については、増築等が基準時 (同項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。) における敷地内におけるものであり、かつ、増築等の後

における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項及び法第 53 条の規定に適合する場合は、第 4 条の規定は、適用しない。	における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項及び法第 53 条の規定に適合する場合は、<u>法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず</u>、第 4 条の規定は、適用しない。
(新たに築造される道路の区域内等に存する道路の変更又は廃止) <u>第 56 条の 5 次に掲げる道路(法第 43 条第 1 項各号に掲げる道路を除く。)</u>を新たに築造しようとする場合において、当該道路内に前条の<u>手続により変更又は廃止をすることとなる既存の道路が含まれているときは、当該既存の道路については、同条の規定にかかわらず、同条の手続をすることを要しない。</u> (1) <u>法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 5 号の規定に該当する道路</u> (2) <u>都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる都市計画施設である道路</u>	(削除)
(手数料) 第 56 条の 7 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物につき、第 3 号、第 7 号、第 9 号、第 13 号、第 16 号(第 47 条第 1 項の規定に基づく制限の緩和に関する許可に係る部分に限る。)、第 17 号又は第 18 号の許可のいずれか 2 以上の許可を同時に申請する場合においては、これらの申請を 1 件の申請とみなす。 (1)～(18) 略 2・3 略	(手数料) 第 56 条の 7 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物につき、第 3 号、第 7 号、第 9 号、第 13 号、第 16 号(第 47 条第 1 項の規定に基づく制限の緩和に関する許可に係る部分に限る。)、第 17 号又は第 18 号の許可のいずれか 2 以上の許可を同時に申請する場合においては、これらの申請を 1 件の申請とみなす。 (1)～(18) 略 (19) <u>第 53 条の 9 の規定に基づく許可</u> 2・3 略
第 58 条 第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条の 2、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項(第 23 条の 4 第 2 項及び第 51 条第 1 号において準用する場合を含む。)、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項(第 23 条の 4 第 2 項及び第 51 条第 1 号において準用する場合を含む。)、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条から第 23 条の 3 まで、第 23 条の 4 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 28 条第 1 項から第 3 項まで、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条第 1 項から第 4 項まで、第 33 条から第 34 条の 2 まで、第 35 条第 1 項若	第 58 条 第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条の 2、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項(第 23 条の 4 第 2 項及び第 51 条第 1 号において準用する場合を含む。)、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項(第 23 条の 4 第 2 項及び第 51 条第 1 号において準用する場合を含む。)、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条から第 23 条の 3 まで、第 23 条の 4 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 28 条第 1 項から第 3 項まで、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条第 1 項から第 4 項まで、第 33 条から第 34 条の 2 まで、第 35 条第 1 項若

しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項、第50条、第51条第2号若しくは第3号、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の2から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。 2・3 （略）	しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項、第50条、第51条第2号若しくは第3号、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の2から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。 2・3 （略）
	附 則 抄 （施行期日） 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。 （経過措置） 4 この条例の施行前にした第3条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。